

千葉県新型インフルエンザ発熱外来基本方針

第1段階：国内未発生及び国内発生初期

新型インフルエンザの発生国への渡航歴があり、発熱等があった場合は保健所へ連絡してください。保健所より最寄の感染症指定医療機関を紹介いたします。

発熱相談センター
《長生健康福祉センター（長生保健所）》



感染症指定医療機関

第2段階：国内発生・人から人への感染流行前及び初期

新型インフルエンザの疑いがある場合は保健所へ連絡してください。保健所より最寄の感染症指定医療機関及び外来診療指定医療機関を紹介いたします。

発熱相談センター
《長生健康福祉センター（長生保健所）》



感染症指定医療機関



外来診療指定医療機関

第3段階：国内発生・人から人への感染流行期

千葉県からの指示を受け発熱外来を開設し検査を行います。

発熱相談センター
《長生健康福祉センター（長生保健所）》



発熱外来

県の基本方針に基づき、町も行動しますが、6月17日現在は第2段階であり発熱などの症状が出た場合は相談窓口にご連絡してください。

今後、長生管内等に発生した場合、感染の拡大防止と町民の健康被害を防止するため、長生健康福祉センター（長生保健所）・医師会・管内市町村と連携を密に安全対策を講じてまいります。

今回の新型インフルエンザは、感染力は強いですが、弱毒性であり、通常の季節性インフルエンザ的なものと言われており、多くの方が軽症のまま回復されておりますので早めの対応をお願いいたします。